

[ホーム](#) > [保健・医療・福祉](#) > [高齢・障害・福祉](#) > [介護保険事業者の業務管理体制の整備に係る届出等\(平成21年5月施行\)](#)

## 介護保険事業者の業務管理体制の整備に係る届出等(平成21年5月施行)

更新日: 2010年2月26日 高齢福祉保険課

### 介護保険法改正に伴う業務管理体制整備に係る届出は速やかに！

介護保険法の改正に伴い、すべての介護サービス事業者に義務付けられた「業務管理体制の整備に係る届出」の提出期限は、**平成21年10月31日**までとされていたところです。

**まだ届出していない介護サービス事業者は、至急、届出を行ってください。**

**また、新たに指定を受けた事業者は、体制を整備した後、速やかに届出を行ってください。**

→ 届出様式

事業所数が20か所未満の場合、最初の届出は、**第1号様式(及び別紙)**のみで結構です。

→ 運営する事業所等の数え方(複数事業所の別紙への記入方法)

→ 県に提出する場合の届出先

#### 「事業者(法人)番号」をお知らせします！

業務管理体制整備の届出を受理した際に付与した「**事業者(法人)番号**」をお知らせしますので、**ご確認ください**(県に届出を行った事業者のみ)。下のファイルを開き、「事業者-名称」で検索してください。

また、届出された事業所数と異なる場合がありますので、**事業所数についても必ずご確認ください**(休止中の事業所も届出の対象となる、介護予防サービスも1事業所として数える、医療みなしの事業所は除く等といったことがあります。)

[事業者\(法人\)番号情報提供](#)  2,080KB

### 平成21年5月1日から介護保険法が変わりました。

介護サービス事業者が、適切な事業の運営や利用者へのサービスの確保を行うことができるよう介護保険法等が改正されました。

#### 法改正関係通知

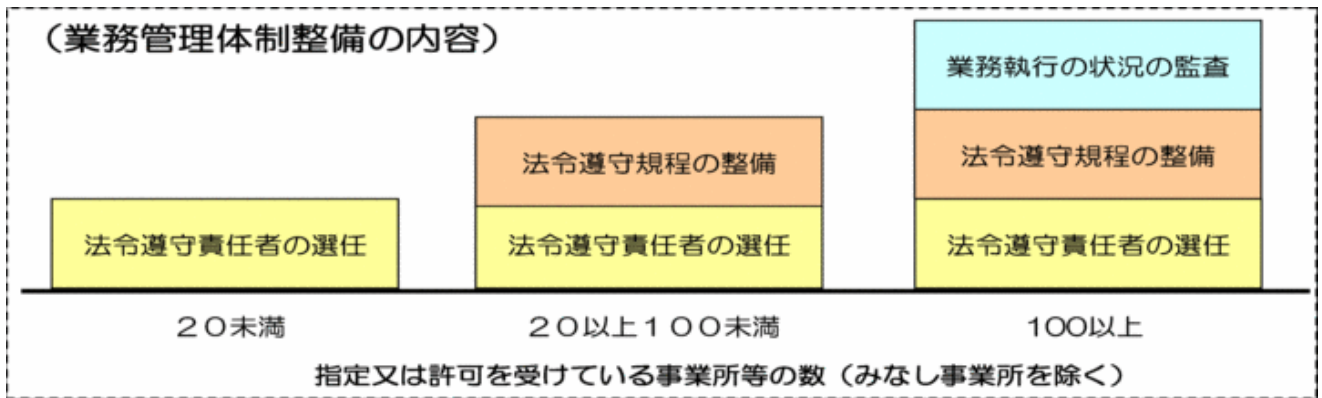
【平成21年3月30日付老発第0330076号厚生労働省老健局長通知】

[介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について\(PDF\)](#)  1,870KB

#### 1 業務管理体制の整備・届出

事業者は、業務管理体制を整備し、届出を行うことが必要となりました。

- 整備すべき体制は、各事業者が運営する事業所等の数により異なります。



- 届出先は各事業者が運営する事業所等の所在地により異なります。

区 分	届 出 先
① 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣又は地方厚生局長
② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ ①及び②以外の事業者	都道府県知事

厚生労働省、地方厚生局については、事業所等の所在地により届出先は次のようになります。

- ・1つの地方厚生局の管轄区域にある場合→当該地方厚生局長
- ・2つの地方厚生局の管轄区域にまたがる場合→事業所等の数が多い地域を管轄する地方厚生局長
- ・3つ以上の地方厚生局の管轄区域にまたがる場合→厚生労働大臣(老健局介護保険指導室)

届出先の詳細、記入要領等については厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/annai.html>

県、市町村への届出は郵送をお願いします。

< 県届出先 >

〒030 - 8570 青森市長島1丁目1 - 1

青森県健康福祉部高齢福祉保険課介護事業者グループ

関係通知等

[平成21年10月20日]

青森県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱(PDF)  38KB (一太郎)  56KB

[平成21年3月30日付老発第0330077号厚生労働省老健局長通知]

介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について(PDF)  4,415KB







[Q & A] H21.4.28発出 **H21.8.21追加**

介護サービス事業者の業務管理体制整備に係るQ & A(PDF)  53KB

[業務管理体制整備の届出にあたっての注意事項]

運営する事業所等の数え方(複数事業所の別紙への記入方法)(PDF)  9KB

## 届出様式

様式番号	様式名	ファイル	ファイル
第1号様式	介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書	PDF  36KB	Word  187KB
	体制を整備したとき、または、届出先の区分が変更した場合に届け出る様式です。 (届出先区分が変更した場合は、変更前、変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。)		
	<第1号様式記入例>(整備の場合)	PDF  24KB	Word  63KB
第2号様式	介護保険法第115条の32第3項に基づく業務管理体制に係る届出書(届出事項の変更)	PDF  13KB	Word  44KB
	届出事項に変更があった場合に届け出る様式です。 ただし、次の場合は届出の必要はありません。 ・事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制に変更がない場合 (事業所が増えたが、20か所未満のため、法令遵守規程の整備は不要であった場合) ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合		

## 2 休止・廃止届が事前届出制に

- (1) 休止・廃止の届出の時期が、これまでの「休止・廃止後10日以内」から、「休止・廃止予定日の1月前まで」に変わりました。
- (2) 立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日まで廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当することとなりました。

## 3 休止・廃止時の利用者へのサービス確保が義務化

休止・廃止時における利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が義務づけられました。  
(この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。)

## 4 指定の取り消しにおける連座制の見直し

- (1) 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなりました。
- (2) 指定・更新の欠格事由に、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合が追加されました。
- (3) 連座制の適用範囲が、居宅・地域密着型サービスの場合、在宅系(例:訪問介護)と居住系(例:特定施設入居者生活介護)に分かれました。

## お問い合わせ

高齢福祉保険課介護事業者グループ  
電話:017-734-9299・9297 FAX:017-734-8090

[koreihoken@pref.aomori.lg.jp](mailto:koreihoken@pref.aomori.lg.jp)

# 青森県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

## 第1 目 的

この要綱は、青森県健康福祉部高齢福祉保険課（以下「本庁」という。）及び地域県民局地域健康福祉部福祉（こども）総室（以下「県民局」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月31日付け老発第0330077号老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅介護サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

## 第2 検査の種類及び検査実施機関

### 1 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、次の手順により、原則として県民局が実施するものとする。

- (1) 実施計画の策定
- (2) 検査実施通知
- (3) 検査実施

#### 報告等の徴収

届出事項の内容について書類等の提出を求め、確認するとともに、業務管理体制全体の整備・運用状況を確認

#### 出頭の要求

で不備、不明瞭な場合、従業者から運用状況を聴取し、状況に応じ、改善を求める（改善報告書の提出）。

改善が見込まれない場合は、県民局の協力を得て、本庁が事業者本部等への立入検査を実施するものとする。

### 2 特別検査

指定事業所又は指定若しくは許可に係る施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等取消処分相当事案が発生した場合に、県民局の協力を得て、本庁が実施するものとする。

### 第3 検査実施方法

#### 1 実施計画及び検査対象の選定

##### (1) 一般検査(概ね6年に1回)

本庁は、毎年度当初に実施計画を策定し、県民局に通知するものとする。

##### (2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

#### 2 実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1又は2により、検査対象となる介護サービス事業者に対して通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合には、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない(通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。)

#### 3 検査方法

検査は、検査指針を踏まえ、実施するものとする。

### 第4 行政上の措置等

#### 1 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式3又は別紙様式4により通知するものとする。

##### (1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

##### (2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 2 勧告までに至らないが、改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式3に準じ、改善報告を求めるものとする。

#### 3 介護サービス事業者が、上記1(2)の命令に違反したときは、別紙様式5により関係市町村長に通知するものとする。

4 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、別紙様式 6 により、求めのあった市町村長に通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

#### 第 5 特別な処置

第 2 の 1 の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を把握している場合は、この限りでない。

#### 第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 20 日から施行する。

会社(法人)名  
代 表 者 名 殿

地域県民局長

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について

今般、貴社(法人)に係る標記について報告等を求めることとしたので、下記のとおり、関係書類の提出をお願いします。

記

- 1 報告等の根拠規定  
介護保険法第115条の33第1項
- 2 提出書類  
届出事項の内容について確認ができる書類
  - ・業務管理体制の全体像  
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
  - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容  
業務が法令に適合することを確保するための規程の内容  
業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容  
(注)追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。  
(印は、義務づけられている事業者のみ)
- 3 書類の提出方法  
郵送又は電子メールによる送付(照会先を明記すること。)
- 4 提出期限  
年 月 日( )
- 5 提出場所
- 6 担当者

会社(法人)名  
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備に関する届出内容の確認について

貴社(法人)に係る標記検査を実施することとしたので、通知します。

記

- 1 報告等の根拠規定  
介護保険法第115条の33第1項
  - 2 立入検査の日時及び場所
  - 3 検査担当者
  - 4 立入検査の内容
    - (1) 業務管理体制の運用実態を検証(届出に関する書類等を基に役職員(経営に関し権限を有する役員、業務管理体制の整備に関する責任のある役職員)からの状況聴取)
    - (2) 指定事業所の不正事案に関すること
  - 5 準備する書類
    - (1) 届出事項の内容について確認ができる書類
      - ・業務管理体制の全体像  
(方針策定、内部規程・組織体制の整備、評価改善活動の状況)
      - ・法令遵守責任者の役割及びその業務内容  
業務が法令に適合することを確保するための規程の内容  
業務執行の状況の監査(法令遵守に係る監査)の実施状況及びその内容  
(注)追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。  
(印は、義務づけられている事業者のみ)
    - (2) 不正事案発生指定事業所等に関するもの
- (注) 準備する書類については、必要な都度速やかに提示できるよう準備願います。また、追加で資料の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

会社(法人)名  
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備について(勧告)

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の33第1項の規定に基づき、 年 月 日に実施した検査の結果、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の39第 号に従って適正な業務管理体制を整備していないことが認められましたので、法第115条の34第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかった場合は、同条第2項に基づき、その旨を公表することがあります。また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、同第3項の規定に基づき、期限を定めてその勧告に係る措置をとるべきことを命ずるとともに、その命令をした場合は、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することになります。

記

1 事業者名

2 勧告理由

3 勧告事項

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

(1) 別添様式の勧告事項改善報告書にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。

(2) 提出期限 年 月 日

(3) 改善状況を確認するため、場合によっては、本社(本部)又は事業所等を訪問することがあります。

(別添)

## 勧告事項改善報告書

年 月 日

青森県知事

殿

法人名

住所

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により勧告のあった事項について、  
次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果（具体的に記入）	備考

備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

別紙様式 4 (改善命令)

番 号  
年 月 日

会社(法人)名  
代 表 者 名 殿

青森県知事

業務管理体制の整備について(命令)

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の34第1項の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められるので、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり改善を命令します。

また、この改善命令については、同条第4項の規定に基づき、その旨を公示することを申し添えます。

記

1 事業者名

2 命令事項

3 改善期限 年 月 日

4 改善報告書の提出

(1) 別添様式の命令事項改善報告書にこの命令に係る改善状況を記載し、その状況を確認できる資料を添付して提出してください。

(2) 提出期限 年 月 日

5 教 示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内(この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)に青森県知事に対して異議申立てをすることができます。

(別添)

## 命令事項改善報告書

年 月 日

青森県知事

殿

法人名

住所

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により命令のあった事項について、  
次のとおり改善結果を報告します。

命 令 事 項	改善結果（具体的に記入）	添付資料

改善結果が確認できる資料に番号を付し、添付資料欄にその番号を記入すること。

関係市町村長 殿

青森県知事

命令違反の通知

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 4 第 5 項の規定に基づき通知する。

記

1 事業者名

事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名

2 違反の内容

年 月 日付け 第 号による命令の違反

3 その他

本件は、法第 7 4 条第 5 項に規定する義務に違反したものと認める。  
よって、法第 7 7 条第 4 項に該当する。

適用条項は居宅サービスの例

別紙様式 6 ( 権限行使の通知 )

番 号  
年 月 日

権限行使を求めた市町村長 殿

青森県知事

権限行使の結果について

標記について、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 3 3 第 4 項の規定に基づき通知する。

記

- 1 検査実施事業者名  
事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名
  
- 2 検査実施年月日
  
- 3 検査結果の概要

（特別検査により指定事業所等の指定等取消処分事案への組織的関与が認められた場合）

法第 7 8 条の 2 第 4 項及び法第 7 8 条の 1 2 において準用する法第 7 0 条の 2 第 4 項に該当

適用条項は地域密着型サービスの例